

日清戦争後の中国賠償借款とフランス資本（下）

篠 永 宣 孝

目 次

はじめに

- 1 露仏借款（1895 年）
 - 2 第 1 回英独借款（1896 年）（以上第 80 号）
 - 3 第 2 回英独借款（1898 年）
- むすび（以上本号）

3 第 2 回英独借款（1898 年）

第 1 回英独借款契約条項で、中国政府は 1896 年 9 月 11 日までは次の借款を行うことができないと規定されていた。にも拘わらず、英独借款契約後直ちに第 3 回目の借款への関心が高まっていった。ジェラルルの計算によると³⁹⁾、中国政府の対外債務は、1895 年 6 月の約 1 億 6075 万フランから英独借款後に 9 億 8575 万フランと急増した。その結果、債務の金利支払（年 4600 万フラン）と償却・返済（年 3000 万フラン）で、毎年総計 7600 万フランが必要となった。年海関収入は約 9200 万フランであるので、7600 万フランを差引すると約 1600 万フランしか残らない。この額は、5000 万両（2 億フラン）の借款であれば、その償却と 5%の金利支払を十分賄えるということになる。こうした事実から、ジェラルルは、極東の均衡により一層大きな影響力を発揮するために、フランスがこの借款供与を獲得するよう望んだのであった。だがその際、ジェラルルが甚だ遺憾に思っていたことは、パリの大銀行は、これまでのところ金融的援助を引き受けることによって、しかるべき時に効果的にフランスの対中国政策を支援しようとはしなかったことである⁴⁰⁾。

1896 年 5 月のニコライ II 世の戴冠式臨席のためにロシアを訪れた折フランスにも立ち

寄った李鴻章 Li Hung-tchang⁴¹⁾ は、この機会を利用して借款に対するフランス銀行家の意向を打診した。パリ到着（7月）早々、彼はフランス政府からの如何なる干渉も避けるために直接フランスの主要銀行と接触し、1億～4億フランの借款計画について語った。中国でのフランスの商業的工業的利益を支援しフランスの経済的劣勢を挽回するためにこの第3回目の借款供与を利用しようと考えていた外相アノトーは、外務省を全く無視しようとした李鴻章の態度に苛立ち、彼に「どんな外国借款も外務大臣の許可がなければフランス市場で発行することはできない」と警告した。その上、李鴻章が1億両（4億フラン）の借款の担保として海関税率引上げの獲得を想定していたので、アノトーは、一海関税率の引上げは中国への輸出品を多く持たないフランスにとってさほど大きな不都合があったわけではないけれども⁴²⁾—「借款の承認と関税交渉には当然のことながら様々な条件が付けられるのである」と彼に言明したのである⁴³⁾。

1897年初めに於いても依然として中国政府は、フランスとロシアが第3回目の借款の担保となる海関税率の改正のイニシアティブを取ることを条件に、借款をパリで起債することを望んでいた⁴⁴⁾。一方フランスは、関税の引上げに一輸出税の引上げであっても一原則的には反対しないが、その代わりに、特に鉄道建設など産業事業への大規模な参加や鉄道、海関、電信・郵便などの公益事業へのフランス人の登用を要求したのである⁴⁵⁾。こうした事情から、交渉は容易に進展しなかった。

そこで、中国政府は香港上海銀行との交渉を97年2月から開始したが、こちらも同様になかなか進捗しなかった。というのは、同銀行と独亜銀行は担保として釐金・塩税収入の管理権を強く要求していたからである。もしもこれが認められないのなら、ロンドンやベルリンの市場で中国債を発行するのは困難であると考えていたからである。他方で、香港上海銀行はイギリス外務省と緊密な関係を打ち立てて起債を確実なものにするために、イングランド銀行かイギリス政府から中国借款に対する何らかの保証を引き出そうとしていた⁴⁶⁾。

1897年5月以降、中国政府はフランスばかりでなくロシア、イギリス、ドイツにも借款の打診を繰り返し行なった。ロシアのイニシアティブによる三国干渉以来、中国政府はどちらかと言えば親ロシア政策⁴⁷⁾に傾斜していたこともあって、ニコライⅡ世の特派大使として清皇帝の下に派遣された露清銀行頭取ウクトムスキー公爵 prince Oukhtomsky

が上海に立ち寄った際に、中国政府は借款の実現に向け彼と交渉を開始した⁴⁸⁾。その結果、7月に露清銀行は、フランス諸銀行の代表幹事として、英・独・仏市場の協力の下に、4億フラン借款を実現する方策を探った。ところが、ケ・ドルセ Quai d'Orsay [フランス外務省] は、露清銀行は専らロシア政府の銀行に成り果ててしまったとして、フランス市場は純粋にフランスの銀行かフランス人大立者の主導の下でしかこの借款に参加すべきではないと考えた。ケ・ドルセのこうした考えは英・独・露の3グループによっても受け入れられたが、9月になるとこの計画は頓挫してしまった⁴⁹⁾。同じ頃、中国政府は、フリー Ernest Hooley とジェームソン Eustance Jameson 率いる英シンジケートとも1600万ポンドの借款交渉を行っており、同シンジケートの要求を緩和させるために、フランス市場にも支援を求めているのであった⁵⁰⁾。しかし、この借款には、上海—南京鉄道敷設権の要求ばかりでなく、釐金・塩税徴収の管轄権の要求と結び付けられていたので、フリー—ジェームソン・シンジケートの企ては、10月に最終的に挫折した⁵¹⁾。

アノトーの予想した通り⁵²⁾、李鴻章は、洋務派高級官僚盛宣懷 Sheng Hsuan-huai を介して、再度フランスの金融的支援を要請してきた。ジェラルドによると、中国は今度は「極めて受諾可能な」提案をしてきた⁵³⁾。というのは、金利と発行価格は1896年の英独借款と同じであり、担保としては、海関収入の残高以外にも1億5000万フランと見積もられた釐金・塩税収入が加えられていたからである。それ故、ケ・ドルセは、フランス市場での4億フラン借款の発行と引き換えに、中国から如何なる工業的特典を獲得すべきかの検討を行なった。1897年11月12日、外務省政務局長ニザール Armand Nisard からの問い合わせに、商務局長ボンパール Maurice Bompard は次の2点を挙げた⁵⁴⁾。

1°) 借款の担保について。借款は何よりも先ず海関収入によって保証されるべきである。だが、これが抵当保証に使われ過ぎて担保として不十分であるので、是非とも塩税の独占のような他の担保を獲得しなければならないが、釐金は除外すべきである⁵⁵⁾。

2°) 獲得すべき特典について。ボンパールは、既にフランスが出したのとほぼ同様の要求事項を列挙した。即ち「海関、塩税などの担保管理機関へのフランス人の登用、フランスへの中国鉄道敷設権（漢口経由の北京—広東鉄道、上海—南京鉄道、ラオカイ—雲南府鉄道など）の譲渡、雲南省での鉱山採掘権の譲渡、艦船、大砲、砲塔などのフランスへの発注。」⁵⁶⁾

そうこうするうちに、事態は益々深刻化し複雑化してきた。1897年11月14日、山東でのドイツ人宣教師の殺害を口実に、ドイツは軍隊を派遣して膠州湾を占領した。これは中国に「ドイツの香港 un Hongkong allemand」を持つことを願ったドイツ政府やウィルヘルムⅡ世の計画の実現であった。それに続いて、12月15日には、「中国の同盟国」ロシアまでが、軍艦を派遣して遼東半島の不凍港である旅順港を占領してしまった⁵⁷⁾。それ故、列強諸国は競って中国に対する政治的経済的要求（特に鉄道敷設権の譲渡）を増大させたばかりでなく、軍事力による中国の領土的分割に着手したのであった。

一方、中国政府は、1898年5月8日までに戦費賠償金を完済して威海衛の日本軍を撤兵させるためにも、第3回目の借款交渉を急がねばならなかった⁵⁸⁾。実際、1897年11月末頃、中国政府は、フランスとの接触も維持しつつ⁵⁹⁾、香港上海銀行やディスコント・ゲゼルシャフトとの交渉を再開した⁶⁰⁾。前回のような中国政府の術策—列強を競わせ最も良い条件を獲得する—に陥るのを避けようと、ベルリンのディスコント・ゲゼルシャフトは、英・独・仏を代表して第3回4億フラン借款の発行を協調して交渉するために、パリ国民割引銀行—頭取ドノルマンディ Denormandie、インドシナ銀行頭取も兼務—に提案をしてきた。アノトーはフランスの銀行だけでこの借款を実現することを望んでいたが、フランス市場で借款全額を発行するよりも完全に平等な条件で参加することの方を選んだ蔵相コシュリー G. Cochery の見解に結局同意した⁶¹⁾。そうして、次のことが合意された。即ち、パリ国民割引銀行が、ディスコント・ゲゼルシャフトの公式の仲介者になるとしても、フランスでこの取引の主導権を取ることはできない。「中国で交渉するのに最も適任であり、パリで総ての大銀行を糾合している金融機関は、インドシナ銀行 Banque de l'Indo-chine しかない。同行は中国に支店を開設しようとしており、同行の取締役会は正にパリの大銀行の共同体 [consortium] を形成しているからである。」⁶²⁾

こうした英・独・仏3カ国の協調に直面して、李鴻章は、ロシアによる旅順港占領の数日前に、ウィッテに直接打電して借款交渉を開始しようとした⁶³⁾。だが、フランスへの大債務国ロシアは単独では借款を実現する手段がないので、当然のことながらフランスへ支援を求めたのである。1897年初頭からウィッテと協調することで他のパリ大銀行とは一線を画していたクレディ・リヨネは⁶⁴⁾、ロシア政府の支払い保証を得た上で、フランスの資本によってこの借款を実現しようとして計画した。1897年12月28日、クレディ・リヨネ

頭取アンリ・ジェルマン Henri Germain は、この計画の実現のためアノトーに対して執拗に働きかけを行なった。アノトーは、そのような企ては問題を益々複雑化させるだけで、如何なる財界人も与しないであろうと返答した。ところが、翌 29 日、オスキエ商会 maison E. Hoskier et C^{ie} ⁶⁵⁾ のエドモン・オスキエ Edmond Hoskier がケ・ドルセを訪れ、政府の政策に逆らうようなことは一切行わないと断言したジェルマンの正式な約束にも拘わらず、オスキエがジェルマンからサンクトペテルブルクに行ってウィッテとこの問題を検討するように依頼されたことを報告した。こうした策動に驚いたアノトーは、フランス政府の見解を無視して如何なるイニシアティブも取らないとの約束を再度得るために、クレディ・リヨネのこうした態度を国会の場で取り上げると警告した。とはいえクレディ・リヨネの競争は、中国での取引のためにインドシナ銀行主導の下に形成されたフランス銀行団の計画を頓挫させたことに変わりはない ⁶⁶⁾。

1898 年 1 月初め、ロンドンでロスチャイルド商会と香港上海銀行との間で、1600 万ポンドの中国借款交渉が開始された。発行条件は、金利は 3%、引受価格は 93%、イギリス政府の保証とイングランド銀行の支援を得るというものであった。政府の保証を勝ち取るために、ロスチャイルド卿 Lord Rothschild など関係者が政府へ強力に働きかけたが、時の首相ソールズベリ Salisbury は、政府の民間経済取引への関与には依然として慎重で、それほど好意的ではなかった ⁶⁷⁾。しかしながら、検討を加えた後、イギリス政府は金利 4% の 1200 万ポンド借款を直接中国政府に提案することにした。その条件は、Talien-wan, Siangin, Nanning の開港、揚子江流域から他の外国勢力の排除、雲南省へのビルマ鉄道の延長の承認などであった ⁶⁸⁾。イギリス政府の目的は、広東のみならず、中国の最も豊かな揚子江流域一帯の河川貿易の独占であることは明白であった。ロンドンでの交渉を知らされたアノトーは、1 月 14 日、急遽パリ駐在中国公使慶常 Tching Tchang にイギリスの厳しい要求を避けるために国際借款の可能性を示唆した。同時に、アノトーは他の外国勢力への如何なる独占権や排他的利権の譲渡に反対であることを彼に通告した。実際、蔵相コシュリーも、フランスが単独で中国借款を実現するのは市場状況からみても困難であるので、インドシナ銀行、露清銀行、独亜銀行、香港上海銀行による国際借款を承認する方がよかろう、と考えていたのである ⁶⁹⁾。

列強諸国の様々な厳しい要求に直面した李鴻章は、ウィッテとの交渉を再開することに

し、ロシア政府の条件を知らせてくれるよう電報で要請した。だが、ウィットはイギリスとの駆け引きの場には身を置きたくないと返答した⁷⁰⁾。その後、借款をめぐって英・露の間で激しい角逐が展開され、とうとう 1898 年 1 月末には、イギリス政府との交渉ばかりでなく、他の列強諸国との交渉も総て中断されてしまった⁷¹⁾。そこで、中国政府は、賠償資金を国内で調達することを目論み、2 月 6 日の勅令に基づいて、1 億両の国内債（金利 5%）を発行しようと試みた。しかしながら、清帝国はあまりにも凋落してしまったので富裕階級の支持が得られず、必要とされる資本も国内には極めて稀であったので、結局この企ても奏功しなかった⁷²⁾。

何はともあれ 1898 年 5 月 8 日までに少なくとも 1700 万両（約 7000 万フラン）を用意しなければならないので、窮地に陥った中国政府は、2 月 13 日、海関収入の残高を担保にした 1 億フラン借款をフランス政府に求めてきた。窮余の一策だったのである。翌 14 日、アノトーは、フランス市場は同借款を行なう用意があると、急ぎ返答した⁷³⁾。李鴻章にフランスの要求事項を尋ねられたので、2 月 18 日にコシュリーは、官房室にボンパール、ドノルマンディ、ウジェーヌ・グアン Eugène Goüin、国庫局長ロジェ・ド・トレゴマン Roger de Trégomain らを招集して協議した⁷⁴⁾。先ず借款の担保を検討して、インドシナ銀行頭取ドノルマンディは次のように説明した。海関収入は 6900 万フランと見積もられるのに、海関収入を担保とする中国債務は現在 5500 万フランであり、1904 年には 6400 万フランと予測される。金利や償還で年間 600~800 万フランが必要とされるので、海関収入の残高は 1904 年には 500 万フランにしかならない。こうした事実から、ドノルマンディは追加する担保として塩税の独占を要求した。これに対し、ボンパールは、海関収入はおよそ 8000 万フランであり、従って海関収入の残高は少なくとも 1500 万フランに達するので⁷⁵⁾、1 億フランの中国借款を償還するのに十分であると評価した。次いで、クレディ・リヨネの協力ードノルマンディとグアンはそれを要求する時でもないし、得るのは不可能であると断言した一を得ないで、パリで 1 億フラン借款の発行が可能かどうかの問題を取り上げた。ドノルマンディとグアンは、各銀行による債券の引受額を以下のように見積もった。

パリ国民割引銀行……………2500 万フラン

パリ＝オランダ銀行……………	2500 万フラン
ソシエテ・ジェネラル……………	1200 万フラン
商工信用銀行（CIC）……………	600 万～700 万フラン

この4行の引受額を合計してもせいぜい7000万フランにしかならないので、ドノルマディはコシュリーに外国市場の支援を求めることの必要性を訴えた。コシュリーは、契約締結後であれば英・独諸銀行の参加を認めるのに何ら不都合はないが、形成されるフランス銀行借款団（コンソーシアム）への参加は承認できないと答えた。他方、ボンパールは、政治的条件として「トンキン―雲南鉄道とその延長線の敷設権の認可」を提起し、中国海関職員へのフランス人の任用を要求することが必要であろうと主張した。最後にコシュリーは、ソシエテ・ジェネラルと商工信用銀行の代表と相談するために最終的返事を留保した両銀行〔パリ国民割引銀行とパリバ〕―遠隔地でのビジネスにはいつも尻込みしていた―の代表に「決断を迫るために」、交渉を開始するよう北京に直ちに打電するのがよからうとの意見を述べた⁷⁶⁾。

かくて、アノトーは同日（18日）のうちに、フランスの銀行は1億フランの借款供与に合意する用意がある、との電報を北京に送ったのである⁷⁷⁾。ところがその数日後の22日に、ケ・ドルセは英独シンジケートと中国政府の間で締結された1600万ポンド借款のニュースを知って驚かされることとなった⁷⁸⁾。中国政府は、いつもと同じ戦術を駆使して、既に2月10日から海関総税務司ロバート・ハートの斡旋で香港上海銀行と借款交渉を開始していたのである。そうして、2月19日には、ドイツ政府の強い支援もあって、英独シンジケートは10日のオプション付の仮契約を獲得したのである⁷⁹⁾。このオプション期間中に、英独シンジケートはロンドンのロスチャイルド商会の協力も確保し⁸⁰⁾、3月1日遂に最終契約に調印したのである。

この第2回英独借款の発行条件は、発行額は1600万ポンド、金利は4.5%、引受価格は83%（銀行手数料は2.5%）、発行価格は90%、償還期限は45年、担保は300万両と見積もられた海関収入の残高以外に、500万両の釐金収入―Soochow 港と Kiukiang 港、Sunghu 地方（Shanghai, Sungkiang）、Chechiang oriental 地方の釐金全般、Ichong、Hupeh 地方、Anhui 地方の塩釐金―であった⁸¹⁾。借款供与と引き換えに、中国政府は上

記の諸収入を海関総税務司ハートの管轄下に置くことと、イギリスの対中国貿易が他国を凌駕する限り海関総税務司のポストにイギリス人を任用することを約束した。更に、中国政府はイギリス政府に対して揚子江流域の不割譲を約束した。最後に、中国政府は国内河川の自由航行を承認した。イギリスに与えられたこれら様々な経済的政治的特典によって、「イギリスは、揚子江流域地方の内国行政当局に対して」ばかりでなく、商業・工業企業にも「圧倒的な影響力を行使することができるようになった」のである⁸²⁾。逆に中国は、1897年末以降「中国解体 breakup of China」の火蓋が切って落とされ、政治的にも財政的にも弱体化して欧米諸国に対する信用も失墜してしまったので、この第3回目の借款交渉では満足のゆく成果を得ることができなかつた。中国政府は、前回の賠償借款と比較しても（表3参照）、英独シンジケートに額面の83%という極めて低い引受価格や90%という発行価格を認めざるを得なかつたばかりでなく、将来を一層危うくするような諸特権をも約束しなければならなかつたからである。

表3 中国賠償借款（1895-1898年）

借款名	発行年	発行額	金利	償還期限	引受価格	発行価格	担保	引受発行銀行
露仏借款	1895・7	Frs.400,000,000	4%	36年	94.5%	96.5%	海関	Hottinguer, Paribas, S.G., C.L., C.N.E.P., C.I.C.
第1回英独借款	1896・3 1896・9	£16,000,000	5%	36年	94%	98.75% 99%	海関	香港上海銀行 独亜銀行
第2回英独借款	1898・3	£16,000,000	4.5%	45年	83%	90%	海関 釐金 塩税	香港上海銀行 独亜銀行

出所：Tableau des Emprunts Chinois (1er juillet 1919), AEF, B 31602.

1898年3月22日、中国借款の公募がロンドンとベルリンで開始された。公募が1日延長されたにも拘わらず、発行は完全な失敗に終わった。ドイツ市場もイギリス市場も新たな中国債には殆ど応募しようとはしなかつたのである。以下が公募の結果である⁸³⁾。

ロンドンでは、中国債は公募された2億フラン（800万ポンド）の内、僅か5400万フランが応募されたに過ぎなかつた（公募額の27%）。

ベルリンでは、2億フランの内、7000万フランが応募された（公募額の35%）。

この結果、イギリス・シンジケートには1億4600万フランの債券が残り、ドイツ・シンジケートには1億3000万フランの債券が残った。それ故、合計2億7600万フランの債券は（公募額の69%）、発行を保証した英独シンジケートの負担となった。これはシンジケート所属の諸銀行にとっては大きな重荷となった筈である。このような第2回英独借款の結末を踏まえて、この借款交渉の際の中国側の態度に甚だ立腹したアノトーは⁸⁴⁾、「そのような取引〔借款〕に我が国の協力なしで済ますことが如何に難しいかをこの出来事は証明している」と結論したのである⁸⁵⁾。

むすび

日清戦争の敗北後、財政が逼迫していた中国政府は、日本に対する巨額の軍費賠償金を支払うために外国で資金を調達する必要性に迫られた。他方、商業や工業の発展のために中国がこれまで以上に「門戸開放 *porte ouverte*」政策を実施するのを鶴首していた欧米列強諸国は、利権や特権を獲得して自国の政治的経済的影響力を拡大する千載一遇の好機として、この機会を利用しようとした。そのためには、中国政府に借款の斡旋の労をとることが何よりも必要であった。かくて、中国政府にとって最初の大規模な借款（軍費賠償借款）が、列強諸国間の熾烈な競争の争点となった。そうして、これが「中国争奪戦」の口火となったのである。そのような状況の下で、李鴻章や恭親王のような中国指導者たちは、借款の最も有利な条件を獲得するために、この列強間の競争を最大限利用しようとした。これに対して、中国政府の「両天秤に掛ける戦術」を画餅に帰せしめようと、列強諸国は仏露シンジケートや英独シンジケートなどを形成して連帯するようになり、あるいは一結局成功しなかったが一英・独・仏・露が協力・協調しようとした。結局のところ、中国政府は緊急に必要な賠償資金を獲得するのと交換に、多大の犠牲を甘受しなければならなくなった。各種の利権・特典を承認したばかりでなく、担保として海関収入や釐金・塩税を提供し、その管轄を海関総税務司ロバート・ハートに委ねざるを得なかったからである。つまり、3回の賠償借款の締結によって、中国政府は歳入の重要な財源を抵当に入れねばならなかった上、これらの歳入はより一層列強の管轄下に組み込まれて行くことになったのである。

一方、フランスは、中国の借款を引き受けるに十分な資本が潤沢に存在していたにも拘わらず、この資本力・金融力を武器 (arme financière) として必ずしも十全に活用できなかった。その主たる要因としては、フランスの大銀行のイニシアティブの欠如や消極的で用心深く、多大な利潤と安全性を求める政策 (利益第一主義・安全至上主義)、フランスの諸銀行間の対立・競争、更に中国に、特に北京に於けるフランスの銀行の不在、などに求めることができるであろう⁸⁶⁾。フランスが第1回目の賠償借款 (露仏借款) に何とか参加することができたのも、正にロシアとの政治的経済的連帯のお蔭であったと言えよう。この借款供与と引換えに、以後フランスは、機会あるごとに鉄道敷設権や鉱山採掘権の認可とか、フランス工業企業への発注 (特に、軍艦や武器などの軍需品、機械、金属・鉄鋼、機関車や鉄道関連資材など) とか、の要求を倍加させてゆくことになるのである。

最後に、中国賠償借款に際して、政府の政策、政府と銀行の対応や両者の関係について看取されうる極めて興味深いことは、イギリスとフランスの間に存在する明白なコントラストである。中国に於いて伝統的に自由放任主義を取ってきたイギリス政府は、民間の銀行や企業と表立って緊密な関係を維持するのを極力回避してきた。ところが、この中国借款に関しては、香港上海銀行の積極的な働きかけで、政府 (外務省) も銀行との連係を次第に強めるようになっていった。しかし、政府は、賠償借款を独占しようと考えていた香港上海銀行の目論見に安易に追随するのではなく、他の列強諸国 (特に独・仏・露・米) と協調して、国際借款の実現を図るという方策—ロンドンのロスチャイルド家の強い影響の下一—を採用した。そこから、イギリスに於いて中国借款の主役となるべき香港上海銀行と政府との間に齟齬をきたし、結局同行は交渉過程で政府から具体的な援助は殆ど得られなかったのである⁸⁷⁾。だが、同行は自らのイニシアティブで独亜銀行を代表とするドイツ諸銀行と共同して借款交渉を主導し、第2回目、第3回目の中国借款を実現することに成功したのである。

他方、フランス政府 (外務省) は、19世紀後半以降アジア、中国への膨脹政策を率先して推進してきたのであり、そのアジア進出の先兵として民間の銀行、企業、商會を積極的に活用しようとしてきた。即ち、外務省は機会あるごとに金融界、経済界、工業界との接触を図り、概して消極的で尻込みしていたフランス企業・銀行・商會を叱咤激励して、アジアや中国での事業・ビジネスを支援しようとしたのである。中国借款に於いても、外

務省は中国への進出を加速化しフランスの影響力を拡大する好機として、フランスの銀行を支援するのに吝かではなかった。しかしながら、上述した如く、フランスの大銀行のイニシアティブの欠如、あるいはフランスの銀行や銀行家に固有の性向・性格、中国市場でのフランスの銀行の不在（国策的銀行の欠如）などの理由から、結局外務省の思惑通りの成果を収めることはできなかつたのである。

注

- 39) Dépêche de Gérard à Berthelot du 11 mars 1896, MAE (CP), Chine, tome 93 ; Dépêche de Gérard à Hanotaux du 9 juillet 1896, MAE (CP), Chine, tome 95 (頁付け無し).
- 40) Dépêche de Gérard à Hanotaux du 5 mai 1896, op. cit.
- 41) 李鴻章はロシア派遣の際、特に 1896 年 6 月に露清密約（李・ロバノフ条約）結ぶなど重要な役割を果たした。
Cf. Kurgan, *Léopold II et les groupes belges en Chine*, pp.82-88 ; Dépêche de Gérard à Berthelot du 4 mars 1896, DDF, 1ère série, tome XII, p.481.
- 42) 海関税率の引上げに関するフランスの見方については、以下の史料参照。
Note sur le tarif douanier en Chine pour Pichon, ministre à Pékin, du 9 mars 1898, MAE (Correspondance Consulaire et Commerciale, 以下 CCC), Pékin, tome 8, folio 292-294 ; Télégramme de Hanotaux à Gérard du 3 février 1897, MAE (CCC), Pékin, tome 8, folio 98.
- 43) Dépêche d'Hanotaux à Gérard du 25 juillet 1896, MAE (CCC), Pékin, tome 7, folio 306-309.
- 44) Télégramme de Gérard à Hanotaux du 19 janvier 1897, MAE (CCC), Pékin, tome 8, folio 94.
- 45) Dépêche d'Hanotaux à Gérard du 25 juillet 1896, MAE (CCC), Pékin, tome 7, folio 306-309 ; Télégramme d'Hanotaux à Gérard du 3 février 1897, MAE (CCC), Pékin, tome 8, folio 98.
- 46) Cf. Edwards, *British Diplomacy*, pp.21-29.
- 47) この露清接近政策は李鴻章によって導かれた。即ち、中国はロシアと露清密約—日本に対する軍事防衛同盟—(1896 年 6 月 3 日)、カシニ協定 (1896 年 9 月 2 日)、東清鉄道敷設権契約 (1896 年 9 月 8 日) などを締結し、ロシアに多くの特権を認めた。
- 48) Dépêche de Bézaure, consul général à Shanghai, à Hanotaux du 15 mai 1897, MAE (NS), Chine, vol.401, folio 110-114.
- 49) Dépêche de Cochery, ministre des Finances, à Hanotaux du 17 septembre 1897, MAE (NS), Chine, vol.351, folio 17-18 ; Minute de la note remise au Ministre du 15 juin 1898, Archives Economiques et Financières (以下 AEF), B 31260 (I , Banque russo-chinoise).
- 50) Dépêche de Cochery à Hanotaux du 17 septembre 1897, ibid.; Lettre d'Adrien Mazurat, directeur général du Crédit Lyonnais, à Hanotaux du 13 octobre 1897, MAE (NS), Chine, vol.351, folio 62-63.
- 51) Dépêche de Geoffray, chargé d'affaires à Londres, à Hanotaux du 20 septembre et Note de Bompard, directeur des affaires commerciales, du 16 octobre 1897, MAE (NS), Chine, vol. 351, folio 22-24 et 81 ; Dépêche d'Hanotaux à Dubail, chargé d'affaires à Pékin, du 6 octobre 1897, MAE (NS), vol.553, folio 135-136 ; Lettre personnelle de Gérard à Hanotaux du 12 oc-

- tobre 1897, MAE (Papiers d'Agents, 以下 PA), Papiers Hanotaux, vol.23, folio 81-84.
- 52) アノトーは、「ダミーでしかない de paille」フーリー＝ジェームソン・シンジケートの失敗とフランス市場への李鴻章の新たな要請を予測していた。
Cf. Lettre personnelle de Gérard à Hanotaux du 12 octobre 1897, *ibid.*
- 53) Dépêche de Dubail du 29 septembre 1897, MAE (NS), Chine, vol.351, folio 47-49; Lettre personnelle de Gérard à Hanotaux du 12 oct.1897, *ibid.*; Lettre personnelle de Gérard à Hanotaux (sans date, mais oct. ou nov.1897), MAE (PA), Papiers Hanotaux, vol.23, folio 85-86.
- 54) Note de Nisard pour le directeur des consulats du 12 novembre 1897 et Note de Bompard du 17 nov.1897, MAE (NS), Chine, vol.351, foilo 98.
- 55) ボンパールによると、釐金を排除するのは次の理由からであった。「釐金の徴収が引き起こす悪弊は、フランスの利益を侵害しない。そして、現在の状況での釐金の改革は、二様の結果しかもたらさない。即ち、もしも改革が首尾よく行われないと、地方行政組織の混乱によって無秩序状態が招来する。もしも改革が成功するならば、北京政府への権力の集中、つまりイギリス人の手あるいはロシア人の手への権力の集中であって、フランス人の手ではない。いずれにせよ、我々には望ましくはないのである」と。Cf. Note de Bompard du 17 nov.1897, *ibid.*; Lettre personnelle de Gérard à Hanotaux (sans date, mais oct. ou nov.1897), *op. cit.*
- 56) Note de Bompard du 17 nov.1897 et Télégramme d'Hanotaux à Dubail du 24 nov.1897, MAE (NS), Chine, vol.351, folio 98 et 102.
- 57) Entretien avec le comte Cassini du 4 juin 1898, MAE (PA), Papiers Hanotaux, vol.11, folio 137-138; Renouvin, *Question d'Extrême-Orient*, pp.160-167.
「平和的浸透」政策を推奨するウィッテは、この軍事的介入には反対であった。
- 58) Télégramme d'Hanotaux à Londres et à Berlin du 3 février 1898 et Dépêche de Dubail à Hanotaux du 4 mars 1898, MAE (NS), Chine, vol.352, folio 10 et 119-120.
- 59) Note remise par Denormandie au ministre des Finances du 3 décembre 1897, MAE (NS), Chine, vol.351, folio 110.
- 60) 香港上海銀行は、金利は4.5%、引受価格は85%、担保は海関総税務司ハート管轄の海関・釐金・塩税収入、という条件の借金を提案していたが、中国政府はそれを拒否していた。Cf. Télégramme de Dubail à Hanotaux du 1er déc.1897, MAE (NS), Chine, vol.351, folio 107.
- 61) Note manuscrite de Bompard à Delatour du 1er déc.1897 et Note remise par Denormandie au ministre des Finances du 3 déc.1897, MAE (NS), Chine, vol.351, folio 109 et 110; Lettre personnelle de Gérard à Hanotaux (sans date), *op. cit.*
- 62) Note manuscrite de Bompard à Delatour du 1er déc.1897, *ibid.*
- 63) Lettre de Rothstein à Hanotaux du 6 janvier 1898, MAE (Affaires Diverses Commerciales, 以下 ADC), boîte 599, dossier 2, folio 24-25; Note manuscrite pour le Ministre du 30 déc.1897 et Télégramme d'Hanotaux à Montebello du 31 déc.1897, MAE (NS), Chine, vol.351, folio 114-115 et 119.
- 64) Cf. Girault, *Emprunts russes*, pp.320-327.
- 65) オスキエ商会は、第2帝政期にパリに設立され、次第にパリのオート・バンク Haute Banque の一つに数えられるようになった。オスキエ銀行は、ロシア政府の古くからの取引先であり一特にパリのロシア大使館の資金管理に当たる一、ロシアの債券発行業務を専門にしていた。当主はデンマーク出身

- のエドモン・オスキエであり、彼の近親にデュフォワ商会（銀行）A. Dutfoy et Cie を継承しマルセイユ商工信用銀行やボヌ・ゲルマ鉄道会社の取締役であったエミール・オスキエ（1830-1915）がいる。Cf. Girault, *Emprunts russes*, pp.35 et 161-168.
- 66) Note manuscrite d'Hanotaux du 30 déc.1897 et Note manuscrite du 7 janv.1898, MAE (NS), Chine, vol.351, folio 116-117 et 129-129 bis.
旅順港の軍事占領後、中国政府側からもロシア政府との借款交渉を中断した。
- 67) Télégrammes de Geoffray, chargé d'affaires à Londres, à Hanotaux des 8, 9 et 11 janvier 1898, MAE (NS), Chine, vol.351, folio 130, 133 et 138 ; Télégramme d'Hanotaux à Montebello, 10 janv.1898, MAE (NS), Chine, vol.351, folio 136
- 68) Dépêche de Geoffray à Hanotaux du 12 janvier 1898, Télégramme d'Hanotaux à Montebello du 14 janv.1898, Télégramme de Montebello à Hanotaux du 15 janv.1898, MAE (NS), Chine, vol. 351, folio 142-148, 162 et 169 ; Article sur British Laon Negotiation du 'Times' du 17 janv.1898, MAE (NS), Chine, vol.351, folio 180 ; Edwards, *British Diplomacy*, pp.22-25.
- 69) Note manuscrite du 7 janvier 1898 et Télégramme d'Hanotaux à Montebello du 14 janvier 1898, MAE (NS), Chine, vol.351, folio 129-129bis et 163-164.
- 70) Télégramme de Montebello à Hanotaux du 15 janvier 1898, MAE (NS), Chine, vol.351, folio 169.
- 71) Télégramme d'Hanotaux à St. Petersburg, Berlin et Londres, du 15 janvier 1898, MAE (NS), Chine, vol.351, folio 171.
- 72) Télégramme de Montebello à Hanotaux du 6 février 1898, Dépêche de Bézaure à Hanotaux du 7 février 1898, Télégramme de Dubail à Hanotaux du 3 mars 1898 et Dépêche de Dubail à Hanotaux du 4 mars 1898, MAE (NS), Chine, vol.352, folio 22, 27-31, 114 et 119-121.
- 73) Télégramme de Dubail à Hanotaux du 13 février 1898 et Télégramme d'Hanotaux à Dubail du 14 février 1898, MAE (NS), Chine, vol.352, folio 43 et 45.
- 74) Télégramme de Dubail à Hanotaux du 17 fév.1898 et Note manuscrite de Bompard du 18 février 1898, MAE (NS), Chine, vol.352, folio 46-47.
- 75) 因みに、英独シンジケートは、海関収入の残高を 300 万両（1000~1200 万フラン）と見積もっていた。Cf. Dépêche de Geoffray à Hanotaux du 19 mars 1898, MAE (NS), Chine, vol.352, folio 140-141.
- 76) Note manuscrite de Bompard du 18 fév.1898 et Note manuscrite sur la visite de Trégomain du 23 fév.1898, MAE (NS), Chine, vol.352 folio 46-47 et 53-54.
- 77) Télégramme d'Hanotaux à Pékin du 18 fév.1898, MAE (NS), Chine, vol.352, folio 48.
- 78) Nouvelle d'Havas (Paris) du 22 fév.1898, Télégramme d'Hanotaux au ministre à Pékin du 23 fév.1898, Dépêche de Courcel, ambassadeur à Londres, à Hanotaux du 23 fév.1898 et article du 'Times' du 23 fév.1898, MAE (NS), Chine, vol.352, folio 49, 52, 56-58 et 59-60.
- 79) Dépêche de Noailles, ambassadeur à Berlin, à Hanotaux du 24 février 1898 et Dépêche de Dubail à Hanotaux du 4 mars 1898, MAE (NS), Chine, vol.352 folio 72 et 119-121 ; Edwards, *British Diplomacy*, p.25.
- 80) 結局、イギリス・シンジケートはロンドンの殆ど全ての有力銀行（およそ 200 銀行）で構成されていた。他方、ドイツ・シンジケートは以下の 18 銀行で構成されていた。即ち、Deutsch-Asiatische

Bank, Seehandlung-Sozietät, Disconto-Gesellschaft, Deutsche Bank, Berliner Handels-Gesellschaft, Bank für Handel und Industrie, Dresdner Bank, National Bank für Deutschland, A. Schaaffhausen'schen Bankverein, Herrn S. Bleichröder, Herren Mendelsshon und C°, Herren Robert Warschauer und C°, Herren Born und Busse, Norddeutschen Bank (Hamburg), Herren L. Behrens und Söhne (Hamburg), Herrn Jacob S. H. Stern (Frankfurt), Bayerischen Hypotheken und Wechselbank (München), Herren Sal. Oppenheim jun. und C° (Köln) である。Cf. Dépêche de Dubail à Hanotaux du 4 mars 1898, Prospectus de l'emprunt chinois du 2 mars 1898 et Dépêche de Geoffray à Hanotaux du 16 avril 1898, MAE (NS), Chine, vol.352, folio 119-121, 161-162 et 171-172.

- 81) Télégramme de Courcel à Hanotaux du 1er mars 1898, Télégrammes de Dubail à Hanotaux du 3 mars 1898 (N° 77) et (N° 78), Dépêche de Geoffray à Hanotaux du 19 mars 1898 et Prospectus du 2 mars 1898, MAE (NS), Chine, vol.352, folio 95, 114, 115, 140-141 et 161-162.
- 82) Dépêche de Courcel à Hanotaux du 23 fév.1898 et Dépêche d'Hanotaux à Pékin, à Shanghai et à Hankéou du 26 mars 1898, MAE (NS), Chine, vol.352, folio 56-57 et 157-158.
- 83) Dépêche de Cochery à Hanotaux du 25 mars 1898, Note pour le directeur du Quai d'Orsay, du 25 mars 1898 et Dépêche de Geoffray à Hanotaux du 25 mars 1898, MAE (NS), Chine, vol.352, folio 150, 151 et 152.

エドワーズは、ドイツでは公募額の約 4.8 倍の応募があり、ロンドンでは公募額の 25% の応募しかなかった、というイギリス外務省の史料を引用している。ドイツでの公募結果に関してフランス外務省の情報とイギリスの情報が食い違っているので、ドイツの史料での確認が必要とされる。Cf. Edwards, *British Diplomacy*, p.25.

- 84) Télégrammes d'Hanotaux à Pékin des 24 et 26 février 1898, MAE (NS), Chine, vol.352, folio 63 et 81.
- 85) Télégramme d'Hanotaux à Pékin du 26 mars 1898, MAE (NS), Chine, vol.352, folio 153.
- 86) 1898 年 3 月 3 日に外務省政務局長ニザールとパリ駐在中国公使慶常 Tching-Tchang の間で行われた会談で、慶常は第 3 回賠償借款でのフランスの敗北の原因を次のように説明した。「借款が英独グループに譲渡された理由は、主として仏露グループが北京で何も活動しなかったことに求められる。即ち、露清銀行は完全に無関心のままであり、所謂フランス金融界の代表者は中国では不在だったのである」と。Cf. Note sur l'emprunt chinois du 3 mars 1898, MAE (ADC), boîte 599, dossier 2, folio 32.
- 87) 香港上海銀行が唯一政府から得ることができた援助は、第 2 回、第 3 回の中国賠償借款の債券のイングランド銀行での登録 (インスクリプション) が認められたことである。インスクリプション方式とは、債券の管理をイングランド銀行に委託する制度であり、これが認められると、債券の売買が比較的容易になる。Cf. Edwards, *British Diplomacy*, pp.15, 25 ; Toshio Suzuki, *Japanese Government Loan Issues on the London Capital Market 1870-1913*, London, 1994, pp.35-36, 79.